

かみす地域クラブに関する Q&A

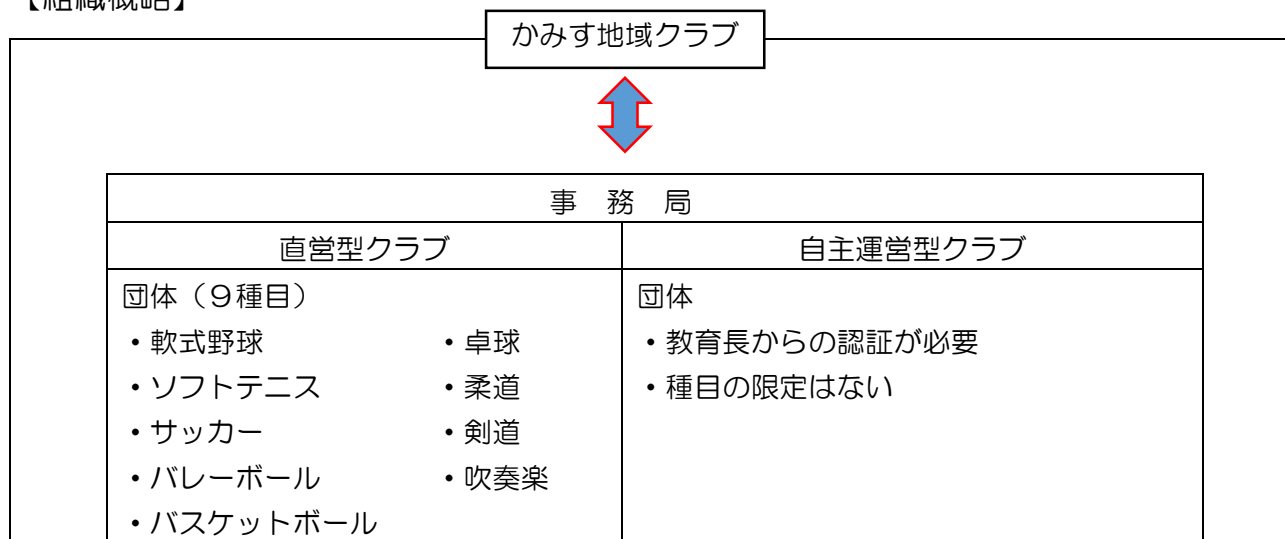
神栖市教育委員会

この Q&A は、令和 8 年 3 月現在の状況で作成しています。今後、国及び県の動向や本市事業の進捗状況により、更新される部分が生じる可能性があることをご承知おきください。

【用語について】

- 部活動 : 学校教育活動として学校の管理下で行う活動のこと。
- かみす地域クラブ : 休日に部活動を実施しないことに伴い、生徒の活動の場として市が準備している地域クラブのこと。「直営型クラブ」「自主運営型クラブ」の 2 つの地域クラブからなる。
- 事務局 : 神栖市教育委員会（事業委託先を含む）。
- 直営型クラブ : 事務局が直接運営する地域クラブのこと。軟式野球、サッカー、ソフトテニス、バレーボール、バスケットボール、卓球、柔道、剣道、吹奏楽の 9 種目の団体があり、それぞれの種目で、神栖地区と波崎地区に団体を設置する。事務局が、指導者の派遣、会費の徴収、指導者への謝金の支払い等を行う。
- 自主運営型クラブ : 事務局から認証された、既存または新規に立ち上げた地域クラブのこと。種目に限定はない。
- 指導者 : クラブにおいて直接生徒に指導する者
- サポーター : 直営型クラブにおいて、指導者複数名体制が作れない場合に活動機会を確保するため、安全確保等指導者の補助を行う保護者
- 高校生ボランティア : 直営型クラブにおいて、ボランティアとして中学生への指導補助を行う高校生年代の者。

【組織概略】



「主にかみす地域クラブの運営に関すること」

Q1. かみす地域クラブとはどのような活動のことですか。

- A. 神栖市では令和 6 年 9 月から、学校部活動は原則平日のみ（休日は月 1 大会の参加のみ可）

の活動となりました。それに伴い休日に生徒が活動する場として、「直営型クラブ」「自主運営型クラブ」の2つのパターンの地域クラブを市が準備したものです。

直営型のクラブは、勝利至上主義に陥らず、神栖市の子どもたちが将来にわたり、継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保することを目的としています。

※ 休日の活動は、すべての生徒が自身で自由選択するものとなり、生徒は、①「かみす地域クラブで活動する。」、②「かみす地域クラブ以外の地域クラブ等で活動する。」③「休日は活動しない。」ことが想定されます。

Q2. 自主運営型クラブは、どのような団体でも認証されますか。

A. 神栖市のホームページから、団体登録していただきます。その後、かみす地域クラブ団体認証基準（神栖市ホームページ参照）に照らし合わせ、その基準を満たし事務局から認証されれば、自主運営型の団体として活動することができます。登録団体が希望する場合、休日の学校施設利用が可能となります。なお、認証は神栖市独自のものであり、中体連の登録や国が示す認定地域クラブは違いますのでご注意ください。

Q3. かみす地域クラブの活動場所はどこですか。

A. 直営型クラブは主に学校の施設を借用して実施します。詳しくは、毎月出される活動計画で確認してください。自主運営型クラブは、団体の代表者の方に確認してください。

Q4. 練習場所までの移動はどのようになりますか。

A. 活動の拠点校となる会場への移動は、自転車や保護者による送迎をお願いしています。

Q5. 活動日数や活動時間はどれくらいですか。

A. 直営型クラブは土日のいずれか1日3時間の活動を原則として、月12時間程度の活動を計画しています。自主運営型クラブは、週当たり2日以上休養日を設け、1日の活動時間は長くとも平日2時間、休日3時間とし、週当たりの活動時間は11時間以内の範囲時間となります。大会等に参加して1日の活動時間を超過した場合には、次週を休養日にするなど調整して、活動が多にならないようにしていきます。

Q6. 天候等により練習ができない場合は、その週の練習が中止になりますか。

A. 原則は中止となりますが、指導者の都合がつけば練習の振替を行います。また、グラウンドでの活動を予定していた場合、体育館に変更することもあります。

Q7. かみす地域クラブでの参加費はかかりますか。

A. かかります。直営型クラブでは、年会費1,000円、月会費2,000円として徴収させていただき、事務局の運営費や指導者への報酬等に使います。ただし、新入生につきましては4月を見学期間として、5月から参加費を徴収することになります。自主運営型クラブは団体によって違いがあるので、団体の代表者の方に確認してください。なお、神栖市では国補助金等の活用も含め、

なるべく参加者の負担とならないような体制作りに努めてまいります。

Q8. 毎月の参加費はどのように集めますか。

- A. 直営型クラブでは、クラブ運営システムによりクレジット決済を行います。クレジット決済ができない場合には、事務局にご相談ください。その他の決済方法を案内します。自主運営型クラブは、団体によって徴収の仕方に違いがあるので、団体の代表者の方に確認してください。

Q9. けがをした場合、保険はどうなっていますか。

- A. 直営型クラブは事務局で一括して保険に加入します。自主運営型クラブも同様に、参加する生徒は必ず保険に加入することになっています。学校管理外の活動であるため、学校の保険は使えません。

Q10. かみす地域クラブで加入する保険は行き帰りの途中での事故は対象になりますか。

- A. 直営型クラブで加入する保険は対象になります。自主運営型クラブで加入する保険は各団体で違いがありますので、行き帰りの事故も保険の対象となるかを団体の代表者の方に確認してください。

Q11. かみす地域クラブ活動中にけがをした場合の対応はどうなりますか。

- A. かみす地域クラブ活動中にけがをした場合は、各団体で対応します。必要があれば、保護者様に連絡をし、迎えに来ていただくこともあります。直営型クラブも自主運営型クラブも保険に加入していますので、病院を受診した場合は、保険での対応になります。

Q12. 地域クラブ活動中に生徒がけんかをした場合の対応はどうなりますか。

- A. けんかをする事が無いように指導していきたいと思います。もしトラブルがあった場合は、各指導者が双方の言い分をよく聞いて各団体で対応します。場合によっては事務局や学校とも共有します。

Q13. 病気等で練習を欠席する場合はどうすればいいですか。

- A. 直営型クラブでは、参加者全員に共通のアプリに登録していただき、そのアプリを使って連絡していただきます。自主運営型クラブでは、団体によって連絡方法が違いますので、団体の代表者の方に確認してください。

Q14. 部活動にはない種目はありますか。

- A. あります。直営型クラブは、学校の部活動にある種目の活動を行いますが、自主運営型クラブは、部活動にはない多種多様な種目についても認証していきます。

Q15. 参加人数が増えて、かみす地域クラブへの登録ができないということはありますか。

A. 直営型クラブでは、登録ができないということはありません。自主運営型クラブでは、団体の方針に沿って練習が行われますので、各団体にご確認ください。

Q16. かみす地域クラブへの参加者が少なかった場合はどうなりますか。

A. そのまま少人数での活動を行うか、他のクラブと統合するか等、活動方法について参加希望者や指導者等と協議をして決定していきます。

Q17. かみす地域クラブに保護者会や当番活動はありますか。

A. 直営型クラブでは、当番活動はありません。気軽に練習を見学にいらしてください。保護者会は、定例では開催しませんが、選手の情報共有や指導についての確認等のために必要となった場合は開催することがあります。自主運営型クラブは、団体によって違いがありますので、団体の代表者の方に確認してください。

Q18. かみす地域クラブで使う用具はどうするのですか。

A. 直営型クラブでは、必要物品を揃えつつ学校と相談しながら備品等を共用しています。自主運営型クラブについては、必要な用具は原則として団体に準備をしてもらいます。

Q19. 平日の活動はどうなりますか。

A. 直営型クラブは、当面の間平日の活動はありません。自主運営型クラブは、団体の練習予定に従ってください。また、平日は学校部活動が行われていますので、各校における活動にご参加ください。

【主に大会・コンクールへの参加に関すること】

Q20. 練習試合等を行うことはありますか。

A. あります。直営型クラブ、自主運営型クラブとも、原則各団体で行うことが可能です。対戦相手は、かみす地域クラブ同士（地区別）や他市の部活動、他市の地域クラブ等があります。また、吹奏楽はかみす地域クラブ同士や地域の吹奏楽団との合同演奏会や地域のイベントでの演奏会等を行うことがあります。

Q21. 中体連等主催の総体・新人戦、コンクール・アンサンブルコンテストへの参加はどうなりますか。

A. 当面の間は、総体や新人戦、コンクールやアンサンブルコンテストへ学校部活動として参加することを想定しています。ただし、生徒や保護者様、指導者、大会主催者の理解が得られた種目については、地域クラブからの出場をすすめます。

地域クラブが総体や新人戦に参加するには、かみす地域クラブへの登録とは別に、中体連の参加規程条件を満たしたうえで、4月中に中体連へのクラブ及び選手登録を行う必要があります。自主運営型クラブの中には、各大会への参加実績のある団体もありますので、団体として総体や新人戦等に出場する意思があるかどうかを団体の代表者の方に確認してください。

Q22. 地域クラブに参加をした場合、学校から総体や新人戦に出場することはできますか。

- A. できます。4月に登録を行う際に、総体や新人戦に地域クラブと学校のどちらから出場するかを選択することになります。ただし、4月に地域クラブを選択した場合は、新人戦も登録した地域クラブから出場することになります。また、競技により条件が違いますのでご確認ください。

Q23. 地域クラブへの登録者が増えることにより、学校部活動としての参加者でチームを組むことができなくなった場合は、学校としての総体や新人戦への参加はどうなりますか。

- A. 団体種目（軟式野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール）において単独校における人数が少なくチームを組むことができない場合には、他校と合同チームを組むことにより大会に参加することができます。個人戦のある種目（ソフトテニス、卓球、剣道、柔道）については、団体戦への出場はできませんが、個人戦に出場することができます。ただし、複数校において拠点校部活動として活動する場合には個人戦のある種目についても団体戦に出場することができます。

Q24. その他の大会への参加はどうなりますか。

- A. 市町村等や各協会、連盟等が主催する大会については、主催者の判断や大会規定によります。そのため神栖市では、近隣各市に対し、市町村等が主催する大会にかみす地域クラブが出場できるよう理解を求めています。
- また、生徒の大会出場機会を減らさないために、当面の間は月1大会に限り学校部活動からの大会出場を可能としています。

Q25. クラブ用として新たにユニフォームを購入する必要はありますか。

- A. 現在のところ、購入の必要はありません。今まで使用していたユニフォームをご利用ください。大会等への参加の際には、ユニフォームが揃ってなくても参加ができるように大会主催者と交渉していきます。また、統一したユニフォームが必要な場合には、現在学校で管理しているものをお借りするなど、事務局で調整を図り準備いたします。

【主に生徒の活動に関すること】

Q26. かみす地域クラブへの参加は強制ですか。

- A. 強制ではありません。参加は任意です。直営型クラブに参加を希望する生徒は、事務局への登録が必要になります。自主運営型クラブに参加を希望する生徒は、登録の仕方等を団体の代表者の方に確認してください。

Q27. 進学に不利になることはありますか。

- A. ありません。かみす地域クラブやその他の地域クラブ等における生徒の活動、活躍したことは

面談等により学校と共有することで調査書に記載されることがありますので、不利になることはありません。

Q28. 波崎在住で神栖地区のクラブに参加することは可能か。

- A. 可能です。ただし、基本的には波崎地区の方は波崎地区の団体に、神栖地区の方は神栖地区の団体に登録していただきたいと思います。自主運営型クラブでの活動を希望する生徒は、通う距離や運営方針等を鑑みて団体を選んでください。

Q29. 部活動と違う種目のかみす地域クラブへ参加することはできますか。

- A. できます。かみす地域クラブと部活動は別の活動ですので、部活動と違う種目を選ぶことができます。また、自主運営型クラブでは、部活動にない種目を選ぶことも可能です。休日の部活動を休止することにより、休日は自分のやりたいことをに合わせた活動を選択できるようになります。

Q30. かみす地域クラブに参加しない生徒は、休日はどうしたらいいですか。

- A. かみす地域クラブへの参加は任意です。参加を希望しない生徒については、学習や家族とのふれあい、趣味、地域でのボランティア活動等を行うことが想定されます。参加しない場合は、自由な時間が増えますので、自分のやりたいことを考えて時間を有効に使うことも必要です。

Q31. かみす地域クラブに入会する時期に制限はありますか。

- A. 直営型クラブは入会の時期に制限はありませんので、入会を決めた段階で登録をお願いいたします。ただし、保険加入等の必要があるため、原則として当月14日までに登録済みの生徒は翌月から活動が可能となります。15日以降に登録した生徒は翌々月からの活動となります。登録後すぐに活動を行いたい場合は、事務局にご連絡ください。自主運営型クラブは、団体によって違いがありますので、団体の代表者の方に確認してください。

Q32. 県立中学校や私立中学校に通学している生徒も参加することができますか。

- A. 参加することは可能です。県立中学校や私立中学校へ通学している生徒は、各学校の設置者が定める部活動地域展開の方針に則る必要があります。神栖市立中学校の生徒がかみす地域クラブへ参加することが基本となりますが、市内在住であれば、必要な手続きを踏むことで参加が可能となります。自主運営型のクラブについては、団体によって違いがありますので、団体の代表者の方に確認してください。

Q33. かみす地域クラブでは小学生や高校生も参加することができますか。

- A. 直営型クラブでは、中学生の活動機会の確保を主な目的としているため、今のところ小学生の参加は想定していません。高校生は、ボランティアとして中学生の活動を補助する希望がある

場合は事務局にご連絡ください。自主運営型クラブでは、団体によって方針に違いがありますので、団体の代表者の方に確認してください。

【主に指導者に関すること】

Q34. かみす地域クラブの指導者として活動したいのですが、どうすればよいですか。

A. 直営型クラブでの指導を希望する場合は、神栖市ホームページから指導者登録をしていただきます。登録した方の中から希望日時、希望場所等を鑑みて事務局が派遣します。自主運営型クラブでの指導を希望する場合は、団体の代表者の方に相談してください。

Q35. かみす地域クラブの指導者は、どのような方ですか。

A. 直営型クラブの指導者は、事務局から派遣します。主に神栖市内の地域の方々や兼職兼業の申請をした教職員です。自主運営型のクラブの指導者は団体の方々を選んだ指導者となります。どちらの指導者も毎年事務局等が用意した研修を受けていただきます。

Q36. かみす地域クラブで指導者として従事するために、資格は必要ですか。

A. 現時点では必要としていませんが、指導者には専門的な知見や指導スキルが求められる場合があります。また、大会によっては指導資格や審判資格がないと出場できない場合があります。大会出場を視野に入れる団体の指導者には、指導資格や審判資格を取得することが求められることもあるため、資格取得を推奨しています。

Q37. 指導者への報酬はありますか。

A. あります。直営型クラブは、1時間当たり1,700円（原則1回3時間の指導）、交通費1回の活動につき1,000円です。また、指導者の都合等によりクラブ会員の保護者がサポーターとして活動する場合は、1時間当たり1,000円、交通費の支給はありません。高校生ボランティアには報酬がありません。

自主運営型クラブは団体によって違いがありますので、団体の代表者の方に確認してください。

Q38. 教員もかみす地域クラブの指導者として従事することはできますか。

A. 教員の立場としては指導者として従事することができません。ただし、学校長の許可を得て、兼職兼業の申請書を教育長宛に提出することにより、クラブの指導者として参加することが可能です。クラブの指導者として参加するには、時間外在校等時間と団体での活動時間が、単月100時間、複数月平均80時間を超えないこと、かみす地域クラブと学校の活動が重なった場合には、学校の活動を優先すること等いくつかの条件があります。

Q39. かみす地域クラブは何人で指導を行いますか。

- A. 直営型クラブは、1団体2人で指導することを基本としています。1団体の人数によっては、指導者を増やしたり、チームを統合・分割したりして活動することを想定しています。自主運営型のクラブでは、団体によって違いがありますので、団体の代表者の方に確認してください。

Q40. かみす地域クラブで指導者として従事する場合、保険への加入は必要ですか。

- A. 直営型クラブでは、一括して保険へ加入します。自主運営型クラブの指導者も必ず保険へ加入することとしています。

Q41. 現在、部活動指導員または外部指導者（外部コーチ）として従事している場合、部活動指導員または外部指導者（外部コーチ）としてかみす地域クラブの指導に従事することはできますか。

- A. 部活動と地域クラブ活動は別なものなので、部活動指導員または外部指導者（外部コーチ）の立場としてかみす地域クラブの指導に従事することはできません。ただし、平日は部活動指導員または外部指導者（外部コーチ）として部活動の指導に従事し、休日はかみす地域クラブの指導員として従事することは可能です。

【その他】

Q42. 部活動が地域クラブへ移行する目的は何ですか。

- A. 将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することが大きな目的です。少子化が進み、特に波崎地区では学校単独で活動が成り立たない部活動が多くなってきました。また、休日等の活動に関するニーズも多様化しており、生徒一人一人のニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動を充実させていくためには、学校単独ではなく、地域のスポーツ・文化芸術活動として実施しないと対応ができないことがあげられます。また、教職員の働き方改革も目的のひとつです。文部科学省からは、部活動は学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務として位置づけられています。これらのことから、部活動を地域でのスポーツ・文化芸術活動へ展開していくことが求められています。

Q43. なぜ今の時期に地域移行を行うのですか。

- A. 国では、令和5年度～7年度の改革推進期間を経て、令和8年度～13年度を改革実行期間として、原則全ての学校部活動において休日の地域展開の実現を目指すこととしております。今後の子供たちのスポーツ・文化芸術活動の持続可能な体制を作るには、部活動を段階的に地域クラブへ展開し、活動の主体を教員から地域の指導者へと移行していく必要があります。かみす地域クラブの活動には多くの先生方の協力を得ながら進めているところですが、今後はより多くの地域の方々の参加を促していくことにより、よりよい体制作りに努めてまいります。

Q44. かみす地域クラブはいつまで続きますか。

- A. これからも継続して活動していく予定です。当面の間は休日の活動だけですが、将来的には平

日の部活動もかみす地域クラブへ移行していきます。

Q45. 今後の学校部活動はどうなりますか。

- A. 学校部活動は原則平日のみの活動になります。当面の間、休日は大会参加の機会を確保するため、かみす地域クラブでの大会参加が困難な場合、月1回の大会参加のみ学校部活動としての参加が可能です。ただし、平日のみの活動を希望する生徒もいるため、学校部活動としては大会参加を目標とせず、これまで以上に生徒の自主的・自発的な活動として、勝利至上主義に陥らず、将来にわたるスポーツ・文化芸術活動の入り口となる活動へとシフトしていきます。

Q46. かみす地域クラブに移行することのメリット、デメリットはどのようなことですか。

- A. メリットとして考えられることは、生徒一人一人のニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動等が実施されることや専門的な指導が受けられることがあります。また、他校の生徒と交流でき輪が広がることも大きなメリットです。デメリットとして考えられることは、拠点校化（神栖地区、波崎地区で各種目1クラブとする）することにより送迎等で保護者の負担や協力が増えることや、部費とは別に会費がかかることが想定されます。そこで神栖市では、学校部活動における徴収金の減額に取り組んでいます。

Q47. 体罰や暴言等、不適切な指導がないか不安です。不適切な指導があった場合にはどうなりますか。

- A. 事務局としては、不適切な指導がないように研修を行っていきます。不適切な指導と思われる事案が発生した場合には、事務局に設立する相談窓口にご連絡ください。事務局より、直営型の指導者や、自主運営型の団体に調査・指導をします。その後も改善が見られなかったり、繰り返し不適切な指導が行われたりする場合には、指導者や指導団体としての登録を解除することも想定しています。